

部長名	法務文書担当部長
-----	----------

部のミッション

行政行為が法律や条例等に基づいて適法に行われ、その意思決定過程の保全とともに、情報公開制度や個人情報保護制度を適切に運用することで、市民の知る権利、行政手続の透明性、信頼性を担保する。また、これによって市民への説明責任を果たし、内部統制や訴訟、審査請求への対応により、市民から信頼される行政運営を行う。

部のビジョン

所管課に対する法的側面からの意思決定支援や職員の法務能力向上を支援することにより予防法務の充実を図るとともに、訴訟や審査請求に至った場合でも、訴訟等に耐えうる準備書面や審理員意見書の作成を通じて行政行為の適法性を確保する。また、内部統制を通じて公務員としての高い倫理観、法令順守の意識を醸成し、服務事故の防止を図る。

重要度が高い事務事業					
番号	施策番号	細施策番号	事業名	重要度が高いとする理由	事業実施課
1	5	1	訴訟事務	増加している訴訟や法務相談等に対応するため、自治体法務に精通した弁護士を任用し、令和9年度から2名体制とする必要がある。	法制課
2	5	1	法規関係経費（行政不服審査会）	事業所管課における法的課題に対して法律面から支援を行うとともに、審査請求への対応や行政不服審査会の適切な運営を行う必要がある。	法制課
3	3	3	情報公開・個人情報保護制度の運営	個人情報保護法の3年ごとの見直しを踏まえ、情報公開・個人情報保護運営審議会の人数、体制を再構築する必要がある。	公文書管理課
4	6	3	内部統制の推進	諸手当の服務事故を踏まえ、内部統制強化及びコンプライアンスの推進体制を整備し、再発防止や服務監察等を実施する必要がある。	公文書管理課
5					
6					
7					
8					
9					
10					

1	施策番号	5	細施策番号	1	細施策名	政策課題への対応力向上	事業名	訴訟事務	
	目標設定にあたって重視した点				経営計画に掲げる重点事業の推進				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>提訴された行政処分等の適法性及び妥当性を裁判を通じて明らかにすることで、行政処分の公平・公正性の確保と権利利益の保護を行う。</p> <p>また、訴訟における争点を分析し、法解釈や手続の課題を整理することで、将来の政策立案や事務処理の改善を図る</p>			<p>「法令の適合性チェック（適法性の確認）」にとどまらず、八王子未来デザイン2040の実現に向け、政策立案の初期段階から所管課の求めに応じて伴走し、法の支配の基で公平・公正な行政サービスが提供されている。</p>			<p>係争中の訴訟事件について法務担当課長の指導のもと所管課と連携して主張を積み上げることで、裁判で市の主張が採用されている。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>法の支配の基で公平・公正な市民サービスを提供するため、法令に従い行政処分等を行っているが、不服がある市民・事業者から訴訟等が提起されている。</p>			<p>訴訟においては、高度な法的知識と実務経験を要するが、定期的な部門を跨いだ人事異動により法務人財の育成と継続的な知識の継承に課題がある。</p> <p>また、処分庁である所管課と法制課においてきめ細かな連携が必要となることから、主張の立証に必要な証拠収集や準備書面の作成において職員の負担感が大きい。</p>			<p>八王子市を被告とした行政処分等に対する訴訟及び、八王子市が原告として行う市民サービスの提供における紛争を解決するための民事訴訟への対応。</p>			
2	施策番号	5	細施策番号	1	細施策名	政策課題への対応力向上	事業名	法規関係経費（行政不服審査会）	
	目標設定にあたって重視した点				組織運営の効率化				
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>本市の行政活動における法務問題に対して、所管課に対する支援を図り、訴訟等に至る前に適切な交渉等による問題解決を図る</p> <p>また、行政不服審査法に基づく請求に対応するため、行政不服審査会を運営し、法令に従い適切な審査を行う</p>			<p>組織の法務能力向上を図るとともに、新たなデジタル技術を活用した効率的な法務能力の向上を図ることで、公正・公平な行政運営が実施されている。</p>			<p>法務相談 法務専門員及び法務担当課長による専門的な法務支援に基づく所管支援を図ることで、訴訟に至る前の問題解決が図られている</p> <p>行政不服審査請求 不服審査請求・異議申立に対して、適切に処理が行っている</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>市の業務上で発生した苦情・紛争に対応する所管課を支援し、公平・公正な行政サービスを提供するため、弁護士資格を有する法務専門員（非常勤特別職）による法務相談を実施。</p> <p>また、市の行政処分に対する市民等からの審査請求を受理し、行政不服審査会を運営し、公平・公正な行政運営を確保。</p>			<p>市民等からの苦情や公平・公正な行政サービス提供における課題など、複雑化する課題に法的に対応するため、所管課からの相談が増加している。</p> <p>また、行政処分に対する不服審査請求について一部特定の市民からの請求が多数発生しており、事務賦課が増加している。</p>			<p>法規事務を適正かつ円滑に執行するため、事業所管かにおける法的課題に対して法律面から支援を行うとともに、行政不服審査請求に対応するため、審査会における審理・裁決及び諮問等を行う。</p>			

3	施策番号	3	細施策番号	3	細施策名	市政情報の適正管理	事業名	情報公開・個人情報保護制度の運営	
	目標設定にあたって重視した点		制度の見直しや長年の懸案事項の解決						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>・情報公開・個人情報保護制度の適正運営 ・公正な市政運営及び市政への理解と信頼を図る。</p>			<p>・令和5年（2023年）4月の改正後、3年ごとに行われる個人情報保護法見直しに係る国の動きを踏まえ、個人情報保護制度が適正に運用されている。 ・情報公開や個人情報開示に係る事務手続の知識習得が進み、法務・行政事務執行能力が向上することで、窓口トラブルや個人情報等相談が減少している。</p>			<p>・現行の法令等に対応した内容で、各種手引きが作成され、運用されている。 ・全職員対象の情報公開、個人情報保護制度に関する研修（eラーニング含む）が実施されている。 ・全庁における法務及び行政事務執行能力が向上し、個人情報等相談件数が減少傾向にある。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>・請求・開示件数及び審査請求件数が増加。内容も複雑になり対応に時間を要している。 ・職員の法務及び行政事務執行能力が低下し、窓口トラブルに発展、審査請求にまで至るケースが増加。 ・令和5年4月改正個人情報保護法後、同法の3年ごとの見直しが国レベルで検討されている。</p>			<p>・請求件数が増加傾向であり、内容も専門的になり時間を要し、対応に時間を要している。 ・令和5年（2023年）4月の改正後の審議会の体制について見直しがされていない。 ・審査会は継続案件、新規案件が増加、諮問予定案件が多数蓄積している。</p>			<p>・情報公開・個人情報保護制度を適正に運用するため、当該制度運用に関する重要事項や条例の規定により実施機関が意見を聴くことが特に必要であると認められた事項等について調査審議し、答申する。 ・審議会の体制（人数・構成員の資格等）の見直し。 ・情報公開制度の統一かつ円滑な運営と利用者の利便を図るため、情報公開の総合窓口として、情報公開・個人情報保護コーナーを設置している。</p>			
4	施策番号	6	細施策番号	3	細施策名	リスクマネジメントの強化	事業名	内部統制の推進	
	目標設定にあたって重視した点		既存事業の再構築や事業手法の見直し						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>R7年10月に判明した通勤手当不正受給の事故を踏まえ、二度と同様の事故が発生しないよう、公務員として職務を行う上での当然の注意義務や高い倫理観を組織の中に浸透させ、適正な事務執行だけでなく、地方自治法で定める業務の効率的かつ効果的な執行に資する体制の充実を図る。</p>			<p>・内部統制に関連する地方自治法の改正や他自治体の取組状況を踏まえ、適宜見直し・改善ができていない。 ・再発防止策の検討・評価し、コンプライアンスに関する基本方針に基づく公務員としての倫理観の醸成のための研修や予防的な監察事務を継続的に行うことで、服務規律が徹底され、服務事故リスクが低減し服務事故件数が減少している。</p>			<p>・リスク管理区分対象の見直しがされている。 ・R8年3月策定の再発防止策の取組状況の把握・評価、コンプライアンスの推進に関し、基本方針の策定や体制整備、推進計画の策定ができていない。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<p>・リスクチェックシートにより現存する不適切な事態への対応策を可視化、その内容の改善を図っている。 ・R5年度は、R6年3月全庁に取組依頼したが、リスク管理について評価・報告ができていない。 ・R6・7年度は、リスクチェックシートによる取組依頼が未実施。</p>			<p>・R6・7年度のリスクチェックシート取組の実施依頼及びR5年度分の分析ができていない。 ・リスクチェックシートによるリスク管理の取組の年間サイクルの検証・見直し。 ・R8年4月に公文書管理課内に設置されるコンプライアンス推進担当の役割の明確化と業務内容（服務監察や内部通報等）の明確化、年間スケジュールの設定等。 ・先行自治体の取組状況の情報収集</p>			<p>・リスク管理区分の対象を労務管理及び業務管理に広げられる。 ・R8年3月策定の再発防止策の取組状況把握、評価、見直し。 ・コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定、推進のための体制整備（コンプライアンス推進会議等）、計画策定。 ・服務監察の実施方針策定、実施 ・内部通報第三者（外部）窓口委託準備、開設・周知・運用等の進行管理。</p>			